

岩手大学における研究活動に係る不正行為防止規則

平成19年10月23日 制定
令和6年3月18日 最終改正

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学（以下「岩手大学」という。）の職員が研究活動を行うに際し、研究活動における不正行為の防止及び職員が遵守すべき事項並びに不正行為に起因する問題が生じた場合の措置等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- 一 「研究活動」とは、先人達が行った研究の諸業績を踏まえた上で、観察や実験等によって知り得た事実やデータを素材としつつ、自分自身の省察・発想・アイデア等に基づく新たな知見を創造し、知の体系を構築していく行為をいう。
- 二 「研究成果の発表」とは、研究活動によって得られた成果を、客観的で検証可能なデータ・資料を提示しつつ、科学コミュニティに向かって公開し、その内容について吟味・批判を受けることをいう。
- 三 「不正行為」とは、研究者倫理に背馳し、研究活動及び研究成果の発表において、その本質ないし本来の趣旨を歪め、科学コミュニティの正常な科学的コミュニケーションを妨げる行為をいい、具体的には、得られたデータや結果の捏造、改ざん、及び他者の研究成果等の盗用が、不正行為に該当するほか、他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する二重投稿、論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサーシップなどが不正行為として含まれる。
- 四 「特定不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果における次の各号のいずれかに該当する行為をいい、その用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。
 - イ 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成する行為
 - ロ 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工する行為
 - ハ 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析手法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用する行為
- 五 「部局等」とは、各学部、各研究科、各教育研究施設、各教育研究基盤施設、各教育研究支援施設、各特定事業推進室及び技術部をいう。

(遵守事項)

第3条 職員は、就業規則第37条の2の規定に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければ

ばならない。

- 一 不正行為を行わないこと。
 - 二 不正行為に加担しないこと。
 - 三 不正行為を第三者にさせないこと。
- 2 職員は、研究活動に当たって、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察ノート等の作成・保管及び研究成果の発表のもととなった研究資料等の保存を行うとともに、必要な場合にはそれを開示しなければならない。
- 3 前項に規定する研究資料等の保存等に関し必要な事項は、別に定める。

(研究活動に係る不正行為防止委員会)

第4条 本学に、国立大学法人岩手大学における全学委員会に関する規則第2条に基づき、岩手大学研究活動に係る不正行為防止委員会（以下「不正行為防止委員会」という。）を置く。

- 2 不正行為防止委員会は、次に掲げる事項について審議する。
- 一 研究倫理教育計画
 - 二 研究倫理教育の実施状況
 - 三 この規則の遵守状況
 - 四 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文科科学大臣決定）」（以下、「ガイドライン」という。）の遵守状況
 - 五 その他、研究活動に係る不正防止に関する事項
- 3 不正行為防止委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
- 一 研究を担当する理事または副学長（以下、「理事（研究担当）」という）
 - 二 教育を担当する理事または副学長
 - 三 各学部及び各研究科の長
 - 四 研究・地域連携部長
 - 五 その他、理事（研究担当）が必要と認めた者
- 4 不正行為防止委員会は、年1回の開催を定例とする。ただし、臨時の開催を妨げない。
- 5 不正行為防止委員会の委員長は、理事（研究担当）とする。
- 6 不正行為防止委員会の庶務は、研究・地域連携課において処理する。

(研究倫理教育計画)

第5条 前条第2項第1号に定める研究倫理教育計画の策定にあたっては、次の各号に留意する。

- 一 広く研究活動に関わる者に対しては、定期的な研究倫理教育を実施すること。
- 二 学生に対しては、研究者倫理に関する規範意識を徹底していくため、本学の教育研究上の目的及び学術分野の特性に応じて、研究倫理教育の実施を推進すること。
- 三 研究倫理教育の実施にあたっては、ガイドラインの内容を踏まえること。

(研究倫理教育)

第6条 職員及び学生に対し、不正行為の予防を目的とした研究倫理に関する教育、啓発等を行うため、本学及び各部局等にそれぞれ、研究倫理教育総括責任者及び研究倫理教育責任者を置く。

2 研究倫理教育責任者は、第4条第2項第1号に定める研究倫理教育計画に基づき研究倫理教育を実施する。

3 研究倫理教育総括責任者は、研究倫理教育責任者による研究倫理教育の実施を総括する。

4 研究倫理教育総括責任者及び研究倫理教育責任者は、それぞれ、理事（研究担当）及び各部局等の長とする。

（特定不正行為に関する告発等への対応）

第7条 特定不正行為に関する告発等への対応については別に定める

（雑則）

第8条 この規則に定めるもののほか、研究活動の不正行為の防止等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則
この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、令和6年4月1日から施行する。